

第3回
横須賀市景観審議会

議事録

横須賀市都市部景観推進課

第3回横須賀市景観審議会

- 1 日 時 平成17年(2005年)12月13日(火) 14:00から16:30
- 2 場 所 横須賀市役所3号館5階正庁
- 3 議 案 (1) 景観計画(素案)に関する市民等からの意見等の募集結果について
(報告)
(2) 土地利用調整関連条例について(報告)
- 4 出席者
- | 委員 | 事務局職員 |
|------------|------------------|
| ・大橋 加菜 委員 | ・都市部副部長 龍崎 和人 |
| ・加藤 隆夫 委員 | ・景観推進課長 長島 洋 |
| ・小林 正美 委員 | ・景観推進課主査 平井 毅 |
| ・鈴木 かほる 委員 | ・景観推進課技術吏員 土屋 文代 |
| ・鈴木 伸治 委員 | |
| ・田口 敦子 委員 | 関係者 |
| ・中村 良夫 委員長 | ・都市総務課総括主幹 出石 稔 |
| ・二本柳 英治 委員 | |
| ・吉田 慎悟 委員 | |
- 5 傍聴人 なし
- 6 議事要旨 次のとおり

○審議会開催前に事務局（平井主査）より、横須賀市景観審議会運営要領の個人情報収集について一部改正を行い、平成17年4月1日より施行する旨報告があった。

○中村委員長

それではただ今から、第3回横須賀市景観審議会を開会する。

本題に入る前に運営要領に基づいて、本日の議事録の署名委員を指名する。名簿の順番で、小林部会長と田口委員を指名する。

次に会議の成立について、事務局より報告をして欲しい。

○事務局（平井主査）

横須賀市景観審議会規則第3条第2項による会議の成立については、当審議会委員9名のうち現在9名が出席なので、会議は成立していることを報告する。

○中村委員長

会議の成立を確認したので、議事の（1）景観計画（素案）に関する市民等からの意見等の募集結果についてに入る。事務局より説明をさせる。

○事務局（平井主査）

- ・パブリック・コメント実施内容について、前回案との違いを報告。（資料1）
- ・パブリック・コメント実施結果について、市民等からの意見と市の対応を説明。（資料2）
- ・横須賀市景観条例改正案について、前回案との違いを説明。（資料3）
- ・景観計画等策定スケジュールの確認。
- ・平成17年11月18日（金）、横須賀市都市計画審議会に景観計画（素案）についてパブリック・コメントの内容にて説明を行ったことを報告。

○中村委員長

ただ今の事務局報告に対し、意見質問等あればどうぞ。

景観条例の地区景観協議会の認定実績はどうなっているのか。また、景観法に基づく景観協議会に将来的には移行するのか。

○事務局（平井主査）

現在は、まだ地区景観協議会の認定の実績はない。

景観法に基づく景観協議会と、景観条例に基づく地区景観協議会は性格が違うものなので、それぞれに運用することとなる。

○二本柳委員

加藤委員が所属する「よこすか都市景観協議会」は条例に基づく協議会か。また、将来は景観法に基づく協議会となるのか。

○事務局（長島課長）

「よこすか都市景観協議会」は景観に係る民間団体等が参加して横須賀の都市景観を考える会であり、景観条例にも景観法にも基づかない独自の団体である。

○鈴木伸治委員

横須賀市の他の条例にも協議会があるようだが、どのように住み分けを行うのか。

○出石総括主幹

議事の（２）で説明する適正な土地利用の調整に関する条例に、「地区土地利用協定」という制度があり、その締結主体として「地区土地利用協定協議会」を設けている。景観協議会との大きな違いは、景観以外のことについても定められる地区土地利用協定を策定できるということである。この制度は、住民が選択できるまちづくりのメニューを充実させるという趣旨から創設した。

○鈴木伸治委員

逗子市では、市民にとってわかり易くするために、「まちづくり協議会」として、市民が構成する協議会を一本化している。

○事務局（長島課長）

景観条例に基づく「地区景観協議会」は、地区指針に定めた内容について、当該地区で建築等計画がある時に、市が協議会に意見を聴くなどできる制度である。

今後は、制度のメリット・デメリットを市民に示してどちらの制度が最適かを選んでもらうようにする。

○中村委員長

表彰について景観条例から削除されているのはなぜか。

○事務局（平井主査）

景観計画に規定したので、景観条例からは除いた。

○二本柳委員

勧告公表を景観条例から削除したのはなぜか。

○事務局（平井主査）

同様に、景観計画に規定したので景観条例からは除いた。

○中村委員長

景観計画策定は、景観条例に基づいて行うものなのか。

○事務局（平井主査）

景観計画は、景観法に基づき策定するものである。景観計画策定のための手続きについて、条例で付加できることになっており、手続き事項については景観条例で規定することになる。

○中村委員長

他に意見などがないようであれば次の議題に入る。

議事の（２）土地利用調整関連条例について、事務局より説明させる。

○事務局（平井主査）

本件については、前回の景観審議会にて事務局より土地利用調整関連条例の体系的整備における景観条例の位置付けについて、簡単に報告をした。現在、都市部において、同関連条例の基本となる土地利用基本条例に基づき、良好なまちづくりの実現に向けて「土地利用に関する基本計画の策定」に取り組んでいる。この基本計画は、本市の土地利用の現状と課題を踏まえつつ、将来求められる土地利用のあり方を示すもので、本市の良好な景観の形成と関連するので、土地利用関連条例の体系と、基本計画の検討状況を再度報告する。土地利用調整関連条例を取りまとめた都市総務課の総括主幹の出石から報告する。

○都市総務課出石総括主幹

本日、追加資料で、土地利用基本条例を配布する。

- ・土地利用調整関連条例の概要を説明。（資料４）
- ・土地利用調整関連条例の体系化について制定までの経緯と条例の概要を説明。（資料５）
- ・土地利用に関する基本計画の策定について概要説明。基本計画中の景観に関する項目について説明。（資料６）

○中村委員長

土地利用に関する条例が複数あり、景観条例もその一部と体系付けられていることが報告された。ただ今の報告に対し、質問意見をどうぞ。

○中村委員長

景観法の景観地区については、都市計画決定であり、景観審議会では決定できない。景観審議会は、都市計画審議会に提言やお願いをしていくものとする。

○事務局（長島課長）

前回の当審議会にて中村委員長より、景観審議会からの提言という提案があったが、土地利用基本計画の中で、市の土地利用に関する方向性を定めているところであり、景観をどう基本計画の中に位置づけるべきか、景観審議会からの意見があれば、この機会に伝えていきたいので、検討して欲しい。

○鈴木伸治委員

景観の視点からは、今の土地利用関連条例体系ではまだ景観に対する措置が足りない。技術基準を細かく定めていこうとしているが、これまでの景観行政は、大まかな基準を持って事業者と協議しながら景観を創造していく方向であった。この体系の中では、技術基準適合への適合性が重視されてしまい、景観行政が進まなくなってしまう恐れがある。

景観行政の目的が、質の高さを目指すものなのか、最低レベルを担保するネガティブチェックを目指すのかによっても手法が違はずであるが、少なくとも今までの景観行政の実績が生かされていない気がする。

○小林委員

専門部会における今までの指導では、ほとんどが事後承認になっており、色彩コントロールくらいしか実効性がない。これからは、他の審査会などとリンクして立体的な指導が必要と考える。

○吉田委員

建築等の土地利用行為を誘導する際のルールとして、定量的な基準を示すことは重要であるが、数値基準のみであると、実質的な質がおろそかになってしまう可能性も多い。

色彩については、基本はネガティブチェックであるが、要件がうまく揃うときには、それよりも進めてより良いものに誘導できることもある。多様な要件があり、進められる範囲も異なるものであるし、数値基準が全てとしてしまうと不十分である。

○田口委員

土地利用基本条例の資料5P11 最下段にある「適用除外」であるが、景観の背景になるものが適用除外されている。背景部分で景観が阻害され問題となることも考えられるので、適用除外する場合でも景観に留意するなど、一言触れておいて欲しい。自治体が動くべき重要な事項である。

土地利用の一部に景観があるのは気になる。逆であると思う。景観は土地利用の手前にあるものであると思う。

○事務局（長島課長）

「適用除外」に示された②農業振興地域整備計画に基づく事業としての行為や③2級・準用河川の区域内での事業としての行為等については、景観法では、景観農業振興地域整備計画として定めることや、景観重要公共施設として河川だけでなく、道路、公園、港湾等の良好な景観の形成に係る整備に関する事項を景観計画に必要に応じ位置付けることが可能となっているため、対応はできる。

○都市総務課出石総括主幹

一時間という説明時間の中では十分に説明はできないので補足するが、「適用除外」は3

つの理由により置いている。1つは、個別法により調整が担保されているもの、次に、公共機関等が行うもので事前の調整が当然に予定されているもの、最後に、国家的要請等、本条例の射程外となるものである。ただし従来のように国や自治体の行為でもすべて適用除外とはせず、必要な調整を行うこととしている。景観という視点も同様である。

さきほど鈴木委員から話しがあつたネガティブかポジティブかについても、土地利用関連条例の中では両方に対応している。景観で言えば、適正な土地利用の調整に関する条例の中で、13条の定量的な基準の他に、26条に景観への配慮を努力規定として示し、それに基づき指導を行っており、従来の積極的な景観誘導を堅持しつつ、さらに行政指導に従わない事業者に対し、最低限守らせる基準を新設したものである。

○大橋委員

市民がどうかかわっていくのか、市民から見ると判りにくい。市民が参加しにくいというイメージを受けた。

○鈴木かほる委員

市民には景観条例や土地利用関係条例、都市計画法といったものは、判りにくいという言葉である。判らないまま建ててしまえばできてしまう。もっと広報をしっかりして欲しい。市から指導されても従わない事業者がいても、市民にはそれも知らされない。

○中村委員長

景観に関しては土地利用に踏み込まないとどうにも効果がない。景観審議会の一番の機能は何かをもう一度考える必要がある。私の考えでは、横須賀市が目指す景観のビジョンを示し、戦略を決めることが景観審議会の役目である。また、それを実行に移すことは他の審議会や審査会にお願いするというイメージである。

○鈴木伸治委員

そういう意味では、自然や歴史など、いろいろな資源がある。どの資源をどのレベルで保全するべきか、もっと詳細な検討が必要である。

また、その一方で個別の開発に対する指導も必要である。

○二本柳委員

横浜の斜面地マンションの問題等を見ていると、行政としては網の目を紡ぐように法の整備をせざるを得ないのかな、と感じる。事業者には経済的な事だけでなく景観を優先的に考えて土地利用行為をしてもらうには発想の転換が必要で、難しいが必要なことである。

○中村委員長

専門部会で横須賀市の景観に関する基本構想を考えて欲しい。

○鈴木かほる委員

土地利用行為の景観的なデザインには事業者のセンスが大きく関わるが、良好な景観へと誘導することは困難である。また、良好な景観のイメージは市民の側も持つておく必要があり、市民意識をあげて行く事が大切である。

○中村委員長

横須賀の地形などを生かして全体の景観イメージ作りをしていくことが良い。許認可行政の一部というより、戦略イメージを作りたい。

○二本柳委員

土地利用関連条例の全体像を簡単に把握できるものがあるか。

○都市総務課出石総括主幹

資料7でお配りしたパンフレットと、土地利用関連条例の逐条解説本のほかに、広報よこすか平成17年7月号に掲載した特集記事があり、広く市民への周知を図っている。

○大橋委員

今回の議事は報告ばかりであった。この審議会開催の目的がわからない。事前に発言の準備をしたいので、開催の目的がわかるように前もって知らせて欲しい。

また、この審議会での意見がどう反映されるのかフロー図で示して欲しい。

○中村委員長

「報告」と書いてあるときには、あくまでも報告なので審議会で決めることではないと理解してよい。決めなければいけないことがあるときには「審議」となる。

○鈴木かほる委員

前は専門部会の報告があったが、今回はなかった。その後どうなっているのか知りたいので報告をして欲しい。

○事務局（長島課長）

ある程度の時間が過ぎないとすぐには結果は見えないので、半年に一度くらいの間隔で報告していくつもりである。

○中村委員長

その他委員から発言はあるか。意見がないようなので、以上で本日の議事は、すべて終了致した。以上で第3回横須賀市景観審議会を終了する。

議事録署名委員

議事録署名委員
